平成２９年（フ）第４８０５号
東京都豊島区雑司が谷１丁目49―11―403
破産者　成本龍天こと　成　　在旭
1　決定年月日　平成29年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４８０６号
東京都豊島区雑司が谷１丁目49―11―403
破産者　成本有美子こと　尹　裕美子
1　決定年月日　平成29年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４８０７号
東京都三鷹市中原４丁目34―16―101
破産者　櫻井　邦久
1　決定年月日　平成29年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４８１８号
東京都世田谷区桜丘３丁目９―31　グリーンアカデミー管理室
破産者　中野　博文
1　決定年月日　平成29年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４８４２号
東京都目黒区目黒本町３丁目９―２―201
破産者　高野　美樹（旧姓小堀）
1　決定年月日　平成29年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４８９４号
東京都豊島区池袋本町３丁目16―１　第５扶桑ビル304
破産者　伊藤　由希
1　決定年月日　平成29年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４９０８号
東京都江戸川区北小岩１丁目２―２―101
破産者　清水　和浩
1　決定年月日　平成29年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４９６９号
東京都大田区雪谷大塚町９―９―304
破産者　松田　知美
1　決定年月日　平成29年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１５８号
青森県南津軽郡田舎館村大字川部字上船橋50番地11
破産者　株式会社弘前機械開発
1　決定年月日　平成29年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２８年（フ）第５０号
山形県鶴岡市茨新田字砂山440番地
破産者　帯谷食品株式会社
1　決定年月日　平成29年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２８年（フ）第９号
最後の住所　山形県飽海郡遊佐町上蕨岡字城出31番地の４
破産者　亡伊藤信雄相続財産
1　決定年月日　平成29年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所酒田支部

平成２９年（フ）第７号
山形県酒田市両羽町281番地の１
破産者　有限会社斎藤家具製作所
1　決定年月日　平成29年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所酒田支部

平成２９年（フ）第５４０号
さいたま市見沼区大字中川753番地10、商業登記簿上の本店所在地千葉県千葉市中央区葛城１丁目６番14号
破産者　有限会社上野商店
1　決定年月日　平成29年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第５９８号
さいたま市岩槻区真福寺1398番地
破産者　株式会社アド・メール
1　決定年月日　平成29年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第４１２号
千葉県松戸市八ケ崎３丁目１番地の10
破産者　澤田　　恭
1　決定年月日　平成29年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第６６９号
千葉県柏市しいの木台５丁目23番地１
破産者　横田　直樹
1　決定年月日　平成29年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第６７３号
千葉県柏市豊町２丁目４番18―706号
破産者　領家　　進（旧姓富井）
1　決定年月日　平成29年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第８００号
千葉県松戸市松戸595番地16
破産者　有限会社エムズネット
1　決定年月日　平成29年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第８０１号
千葉県松戸市稔台８丁目31番地の１　クレセントコーポⅡ―201号
破産者　新宅富美雄
1　決定年月日　平成29年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第３９号
千葉県柏市南柏２丁目９番16号　ベルゾーネ南柏205号
破産者　磯野みのり
1　決定年月日　平成29年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第１８５号
千葉県柏市東柏２丁目９番２号
破産者　中村　一雄
1　決定年月日　平成29年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部